

平成30年度 事業計画

社会福祉法人 **豊岡市社会福祉協議会**

平成30年度 豊岡市社会福祉協議会事業計画

基本方針

急速な少子高齢化の進行、核家族化の進展とともに、高齢者のひとり暮らしが大幅に増加するなど「世帯の縮小」によって、家族間の支え合いの力が弱まっています。また、ライフスタイルの多様化の中で、近所付き合いを負担に感じる人が増えるなど、地域でのつながりが希薄になり、助け合いの力が弱まっています。こうした中で、若者の不登校や引きこもりの増加、独居高齢者の孤独死、児童虐待などの発見が困難な問題が表面化してきました。

誰もが困難な状況に陥る可能性がある今、生活不安を抱えている世帯への支援は、抱えている問題が深刻化する前に地域で早期に発見され、多様な生活課題が受け止められ、継続的に見守り活動が行われ、課題解決に向けた取組み等が行われるよう、地域の中の重層的なセーフティネットの構築に向けて、地域を基盤に住民が主体となった地域づくりを進めます。

現在、市内においては当事者の方の障害者計画相談の新規ニーズに対して、受け皿となる各障害者相談支援事業所の人員体制の不足等から迅速に計画を作成することが難しい状況にあり、申請手続きから数カ月待機を要する状況にあります。そのような状況の中、本会では、障害者計画相談を作成する「相談支援専門員」の資格をケアマネジャーが積極的に取得し、平成30年4月から豊岡、豊岡北、日高ケアプランセンター内に障害者相談支援事業の機能を置き、相談支援専門員は分野別の支援ではなく、介護保険と障害者計画の両方を担うことで、地域包括ケアシステムの構築に向けた総合的な相談・支援体制づくりを進めます。

地域の支え合い体制の構築を使命とする本会においては、地域コミュニティ組織と行政区の支え合いの地域づくりを基盤とした地域課題の解決に向けた「住民の主体的な地域づくり」と、様々な専門職のバックアップ体制による「総合的な相談・支援体制づくり」の両輪をつなぎ合わせ、全ての住民が住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを推進していきます。

制度やサービスで救うことのできない様々な生きづらさを抱える方の「セーフティネットの最後の砦」としての機能を確立するために、「基盤強化計画」に基づき、地域福祉活動推進体制の強化、介護サービス事業の経営強化、役割等級制度、評価制度に基づいた確実な業務遂行、組織の改革・強化を強力に進めます。

【基本理念】

「一人ひとりが つながり 支え合う 安心な地域づくり」

重点目標

- 1 豊岡市地域福祉計画、行動計画に基づく地域福祉活動の総合的な推進
- 2 地域における総合的な相談支援事業の推進
- 3 社協活動・事業の総合化による在宅生活を支える地域福祉活動の推進
- 4 財政基盤の安定と介護サービス事業の健全な経営
- 5 役割等級制度、評価制度導入による組織運営の強化、中長期的な人材育成の推進

実施計画【主要事業】（※印は新規事業・取組み）

1. 豊岡市地域福祉計画に基づく地域福祉活動の総合的な推進

「地域包括ケアシステムの構築」の実現には、「豊岡市地域福祉計画」の基本目標に掲げる「専門職による総合的な相談・支援体制づくり」と、地域における住民の集いの場、見守りの場、生活支援の場（家事援助、買い物、雪かき等）といった「住民の主体的な地域づくり」が大きな中核となるものであり、各地域コミュニティ組織、行政区における基盤づくりを重点的に推進します。

人口減少、少子高齢化が進む中で、地区圏域の範囲で住民自治を行う地域コミュニティ組織において、支援が必要な方を地域で支えていく体制の構築、取組みが進められるよう地域の生活課題の見える化、支え合い活動の人材育成、ニーズのマッチング方法等の情報提供等を通じた支援活動を展開します。

地域包括ケアシステムの構築が確実に実現されるように、地域の生活課題・ニーズの収集の徹底、地域住民・団体、社会福祉法人等との連携・協働による地域での支え合い体制の構築・発展に向けて住民が主体となった協議の場づくりや見守り活動、生活支援のサポートの強化に一層取り組みます。

（1）地域コミュニティ組織との連携及び支援活動の展開

地域コミュニティ組織が、地区圏域の生活課題の集約、課題解決に向けた協議・取組みが行われる場となるよう、地域福祉の基盤づくりに向けて支援活動を展開します。

- ・地域コミュニティ組織への支援活動の推進（各行政区の生活課題のアウトリーチの徹底、生活課題の見える化、生活課題解決に向けたサポート等）
- ・地域コミュニティ組織と行政区を基盤とした支え合いの地域づくり（見守り会議）における支援活動の総合的な推進（圏域ごとの課題の整理、課題解決に向けた協議の場づくり等）
- ・地域の生活課題・ニーズに基づいて、地区圏域で地域福祉研修会を開催し、地域の支えあいの体制づくり（集いの場、見守り、生活支援等）の構築や担い手の発掘・育成に向けた働きかけの場とする。

（2）行政区圏域を基盤とした支え合いの地域づくり（見守り会議）の基盤整備

①行政区圏域を基盤とした課題の早期発見、支援を必要とする住民の見守り活動が推進されるよう、活動の母体となる支え合いの地域づくり（見守り会議）の立ち上げ、運営のサポートを行い、個別課題を受け止められる地域づくりを進めます。

- ・住民の集いの場づくり（ふれあい喫茶等）
- ・集いの場づくりに来られない等、気になる人への住民の気づきの促し
- ・地域課題の解決に向けた見守り、協議の場づくり
- ・生活支援の場（買い物、移送、雪かき、介護、食事等）の構築

②住民等と連携・協働し、行政区における様々な「場」で把握された生活課題・ニーズを相談支援や地域福祉事業につなげ、課題解決に向けた支援に取り組みます。

- ③福祉委員が住民と連携して地域の困りごとに応じた活動を行うために、福祉委員の役割を地域福祉活動実践者として明確にするとともに、民生委員、民生協力委員、区役員との合同研修会を実施し、福祉委員や住民の活動を支える基盤づくりに取り組みます。
- ④行政区の生活課題やニーズの把握を徹底するために、住民と協働して支え合いマップの作成や住民座談会の開催を行い、地域と連携した住民による見守りの場、生活支援の場への支援を行います。
- ⑤個別課題に応じて住民の協議の場に専門職が参画し、課題解決に向けた支援方法について助言・提案等を行います。

(3) 豊岡市地域福祉計画の行動計画の推進※

豊岡市地域福祉計画に位置づけられている2つの基本目標「専門職による総合的な相談・支援体制づくり」、「住民の主体的な地域づくり（住民の集いの場、見守りの場、生活支援の場）」の確実な推進に向け、地域圏域（旧市町圏域）で地域福祉と介護サービスの職員が一体的に策定した行動計画に基づいて、地域の生活課題・ニーズのキャッチ、組織内外の連携体制の構築、住民の集いの場、見守りの場、生活支援の場づくりに向けた住民への働きかけ、困難事例のサポートに取り組みます。

(4) 地域課題の発見の場となる住民交流拠点の設置・運営支援

障がいのある方、ひきこもり、子育てに悩む親など様々な生きづらさを抱えた方や住民が集い相互理解を深め、活動の場、相談できる場、地域課題の気づきの場となる毎日型で世話役がいつでも居る住民交流拠点の設置・運営に向けた住民への支援活動を展開します。

- ・空き家、空き店舗等を活用した住民交流拠点の立ち上げ・運営支援
- ・生きづらさを抱えた住民の住民交流拠点への参加の呼びかけ
- ・生きづらさを抱えた方に対する住民が主体となった見守り、支援活動へのサポート
- ・専門職のネットワークによる相談支援、複合的な問題への対応

(5) 地域での支え合い体制の構築に向けた生活支援体制整備事業の推進

生活支援コーディネーターを中心として住民、コミュニティ組織、専門職、関係機関が連携した地区圏域における支え合い体制の構築の支援を進めます。

- ・地域福祉活動実践者（サロン世話役や見守り活動の実行者等）等と連携した住民のニーズ、生活課題、社会資源の把握及び住民への課題提起
- ・生活支援の担い手の養成講座の開催、組織化、支援活動へのマッチング
- ・地区圏域で地域福祉活動実践者、コミュニティ組織、介護事業者、NPO法人、民間企業等から構成される「地域サポート会議」における協議、多様な主体による支え合い、サービス提供体制の構築

(6) 住民参加と協働による地域福祉活動の推進

地域福祉計画の評価機関である地域福祉部会において定期的な協議及び評価・検証を行い、着

実に推進を図ります。

(7) 各種サロン・サークル活動の充実と居場所づくりの推進

高齢者や障がいのある方、認知症やひきこもりなど生きづらさを抱えた方、子ども、子育て中の世帯の方たち等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民への理解を広げ、各種サロン・サークル活動の定着・充実を図ります。

ふれあいいきいきサロンの安定的な継続運営を支援するために、助成年数・金額等の見直しを行います。

- ・ふれあい喫茶、ふれあいいきいきサロン活動の新規拡大・充実
- ・障がいのある方や生きづらさを抱えた方等の居場所づくりの推進
- ・認知症カフェの運営のサポート
- ・子育てサロン・サークル活動の支援
- ・セルフヘルプグループ活動の支援
- ・行政区内の地縁活動、グループ活動等の支援

(8) 共同募金事業・善意銀行事業の推進

地域福祉の推進を図る財源として、寄付された善意が福祉事業に効果的に活用されるよう、障がい、ひきこもり、子育て等のさまざまな分野の活動実践者等を通じて地域住民のニーズを的確に把握し、事業の推進を図ります。単に金額の確保だけでなく、住民に対して解決が必要な地域の生活課題・ニーズの理解と共感を得られるよう啓発します。

善意銀行を財源に地域活動支援センターが購入する福祉車両にラッピングデザインを装飾し、寄付された善意の使途を明確にPRし、寄付に対する市民の意識を高めていきます。

企業、関係機関に善意銀行の趣旨について啓発し、窓口に寄付金箱を設置していただいたり、専用口座への振込形式等、多様な寄付方法を検討・開発します。

- ・共同募金事業の推進
- ・善意銀行事業の推進

2. 地域における総合的な相談支援事業の推進

住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、地域の身近な総合相談窓口として、地域住民の様々な課題の解決に向けた支援を行います。

総合相談センター（総合相談・生活支援センター、障害者基幹相談支援センター、各地域包括支援センター）を中心に、高齢者、障がい者、ひきこもり、経済的困窮、どこにも該当しない制度の狭間にある人や複合的な課題のある世帯等への支援に向けて、相談支援事業の企画・調整から運営管理までを一体的に推進します。

市・社協の庁内連携体制を活かした早期対応、地域の社会資源開発など、相談者、関係機関、市、地域住民をつなぎながら支援の見立てを行い、地域の総合相談拠点として解決まで一貫したマネジメントを行います。

(1) 総合相談・生活支援センター業務の推進

制度の狭間や複合的な課題を抱えている生活困窮者に対する包括的な支援を行う総合相談・生活支援体制の構築を進めます。

- ・各機関・部署では解決できない課題の支援の見立て、解決までのマネジメント
- ・総合相談支援ネットワーク推進協議会（総合相談運営会議、総合相談支援チーム会議）の運営、市と社協の横断的な連携による課題解決体制の構築
- ・専門職、住民等からなる地域福祉ネットワーク体制の構築
- ・アウトリーチを含めた生活困窮者世帯、複合多問題世帯の早期発見・早期対応
- ・個別支援から地域の支え合いの仕組みづくり
- ・就労体験、中間的就労など就労の場づくり支援
- ・緊急食料支援事業の運営（市民・企業等から寄付を受けた食料品を生活困窮世帯の支援に活用）

(2) 障害者基幹相談支援センター業務の推進

障がいのある方やその家族の住まいや就労、社会参加など、地域の障がいのある方の生活や福祉の総合的な相談窓口として、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援を行い、地域の相談支援の中核的な役割として関係機関、地域住民と協働しながら支援を行います。

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な支援
- ・地域の相談支援事業者の人材育成、体制強化
- ・豊岡市障害者自立支援協議会の運営を通じた地域における障害福祉に関する関係者の連携や支援体制の協議（障害者雇用の拡大、障がいのある子どもの保護者の当事者組織化、重度心身障害児の日中活動の場づくり、精神障がい者等の医療機関から地域移行を進めるための住居確保等）
- ・障害者虐待防止センターの運営を通じた障がい者虐待の防止に関する普及啓発、24 時間受付受理による早期発見・早期対応、関係機関との連携強化

(3) 地域包括支援センター業務の推進

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援など様々な面から高齢者を支えるために、関係機関や地域の社会資源の機能をネットワーク化し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、本人が進んで介護予防・重度化防止に取り組み、自立に向けた支援を行います。

- ・豊岡市から認知症初期集中支援チーム設置事業を受託し（予定）、豊岡地域包括支援センターにおいて、認知症や認知症のおそれがある方の継続的な医療機関受診へつなげる支援や、生活環境の改善にむけた働きかけを行う。
- ・自立支援型地域ケア会議において、理学療法士や生活支援コーディネーター等と連携した利用者の自立支援に向けた協議
- ・地域住民、事業者、関係機関等との高齢者見守りネットワークによる支援を必要とする高齢者の早期発見、継続的な見守り支援
- ・地域住民が主体となった地域課題解決の協議の場への参画

- ・権利擁護の対応と啓発（高齢者虐待、困難事例、成年後見制度、消費者被害の防止等）
- ・認知症予防・支援の推進（認知症に関する普及・啓発、若年性認知症支援の強化、認知症カフェ、家族介護者の会の運営支援の充実）
- ・介護予防ケアマネジメントの実施

（４）総合的な権利擁護体制の構築

認知症高齢者や障がいのある方等が地域で安心して自立した生活が送れるよう、その権利及び利益の保護に努めるとともに、新たな権利擁護支援体制の構築に向けて市、関係機関等と協議・検討を行います。

（５）社協セーフティネット機能の充実・強化

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるため、総合相談・生活支援センターや地域包括支援センター等と連携を図りながら、必要な資金の貸付等を行うことにより、その世帯の当座の生活の安定を図り、自立を支援します。

また、判断能力に不安のある高齢者、知的障がい者、精神障がい者の福祉サービス利用や日常的な金銭管理の支援を行い、利用者の生活改善や生活困窮の予防の役割を果たします。

- ・生活福祉資金貸付事業の推進
- ・法外援護資金貸付事業の推進
- ・緊急食料支援事業を通じた生活困窮者の早期発見・早期対応
- ・日常生活自立支援事業 1市2町の基幹的社協としての事業推進

（６）各種相談活動の推進

市民の生活・福祉課題を発見し、様々な生活援助や地域福祉活動につなげるため、小地域福祉活動と連携した身近な相談窓口と専門職との連携を図ります。心配ごと相談所を常設し、いつでも住民が困りごとを相談できる場づくりを整えます。また、豊岡と日高の2カ所で結婚相談所を開設し、相談員間の情報共有、連携の充実を図り、独身男女の新たな出会いの場づくりや結婚相談体制の強化を行います。

- ・社協各部署と専門相談機関との連携の推進
- ・法律相談事業の推進
- ・心配ごと相談事業の推進
- ・結婚相談員の豊富な経験に基づいた結婚相談事業「Hapimari」の推進
- ・豊岡市婚活応援プロジェクト「はーとピー」による出会いの場等の提供
- ・婚活サポーターを活用した婚活支援の実施
- ・市民参加による婚活イベントの企画・運営
- ・「Hapimari」、「はーとピー」ホームページ等を活用した情報発信

3. 新たな福祉課題に対応するための生活支援の推進

地域住民から寄せられた多様な課題を各種事業・活動を通して、総合的に生活支援ができるよう関係機関・団体・当事者間のネットワークの推進を図り、より多様な生活支援サービスの推進を行います。

(1) 地域における公益的な取組みに向けた総合支援ネットワークの構築・運営※

平成29年4月の社会福祉法人改革では社会福祉法人に「地域における公益的な取組み」が責務として義務付けられ、日常生活・社会生活に支援を必要とする住民を支援する事業・取組みが求められています。

制度の狭間にある問題は、単独法人だけで把握・対応することは難しいのが現状であり、各法人がネットワークによって連携・協働することで解決に向けた社会資源の開発が可能になります。

本会はこれまで住民主体の地域福祉活動の推進を図っていますが、協議体組織としての強みを生かし、市内の社会福祉法人や関係機関、行政と協働して、多様化・複雑化する地域の生活課題・ニーズを早期発見・早期対応していくネットワークの構築・運営に中心的に取り組みます。

- ・地域貢献活動の促進に向けた、社会福祉法人、関係機関等の実務者レベルの「協議の場づくり」
- ・社会福祉法人等と連携した社会的孤立、生活困窮者、複合多問題世帯の早期発見・早期対応の仕組みづくり、社会資源開発の検討
- ・地域の生活課題・ニーズの社会福祉法人等への見える化
- ・社会福祉法人等と住民の連携・協働に向けた場づくりの支援

(2) 地域福祉推進委員会の推進

地域圏域ごとに地域福祉推進委員会を開催し、地域福祉活動、地域づくりの着実な推進に向けて、地域コミュニティ組織や行政区の地域福祉活動実践者が参画し、地区や行政区における住民ニーズ、地域課題の把握、課題解決に向けた協議を行い、地域福祉活動へフィードバックする仕組みづくりを進め、行政区を始め地区全体の地域力の底上げを図ります。

4. 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、利用者がその人らしく豊かに生活が送れるように、地域福祉と介護サービスを一体化した運営を行います。また、単に決められた介護サービスの供給だけでなく、既存のサービスの枠を超えて、個々のニーズを拾い上げ、的確に柔軟に対応し、例えターミナルケアが必要な状態になっても「在宅生活を守りきる」体制づくりを進めます。

(1) 社協活動・事業の総合化とネットワークによる在宅生活を支える地域づくり

老々介護、経済的困窮、社会的孤立などの生きづらさを抱えた住民は、制度やサービスだけでなく、当事者の地域生活を支える住民等のインフォーマルなサポートを含めた幅広い社会資源とのネットワークづくりによる総合的な支援体制が必要です。サービスだけによる個別支援にとど

まらず、当事者を受け止めて在宅生活を支える地域づくりを推進するために、地域課題・ニーズを漏らさないアウトリーチ機能の強化と組織内外の支援ネットワークづくりに取り組みます。

①地域圏域（旧市町圏域）で地域福祉担当者、地域包括支援センター、介護サービス事業担当者による支所ミーティングを随時開催

- ・各職員が地域へ出向いて住民から生活課題を収集するアウトリーチ機能の強化
- ・地域の生活課題、社会資源情報（集いの場、支え合いの人材等）、見守り会議の内容等の共有、課題解決に向けた目線を合わせ
- ・支援理念と目標の共有化、具体的な支援のための連携と役割分担の検討、実行、フィードバック

②地域福祉計画の確実な推進に向けて、住民による地域活動を基盤とし、住民では解決できない課題に対しては地域福祉、介護サービス事業所職員が各地域圏域の行動計画に沿ってバックアップを展開します。

②住民の協議の場に専門職が参加し、地域課題・ニーズの解決に向けて助言や活用可能な制度の情報提供を行ったり、解決が難しい課題については必要に応じて関係機関につなぐことで、住民と専門職・多職種のネットワークによる当事者の在宅生活を支える地域づくりを進めます。

（2）多様化する介護ニーズに対応できる地域福祉・生活支援拠点の推進※

誰もが豊かな人間関係の中でその人らしく住み慣れた地域での在宅生活を守りきるために、あらゆるネットワークを使って、利用者の生活、価値観を大切に、24時間、365日の介護サービスが提供でき、医療・看護・地域の支え合いをつなぎ合わせた地域福祉・生活支援拠点ぐるらんを日高地域において展開します。

①小規模多機能型居宅介護事業

- ・徹底したアセスメント、あきらめさせない支援、その人の地縁のつながりを大切にしながら、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスを実施

②交流拠点

ア．地域交流

- ・日常的な集いの場（毎日型のカフェ）
- ・毎月の定例イベント（読み聞かせの会、手芸教室、駄菓子屋等）
- ・地域行事への参加（日役、地域防災訓練等）
- ・季節ごとのイベント（正月餅つき会、節分行事、夏祭り屋台村等）

イ．地域住民の生活支援の場

住民の困りごとの早期発見、解決に向けた住民と専門職の話し合いの場を持ち、専門職が住民をサポートしながら、地域で困りごとを解決する仕組みづくりに取り組む。

（3）在宅福祉サービスの充実

利用者本位の介護サービスの提供や介護予防事業の充実を図るため、地域住民、組織内で連携した福祉サービスの実現をめざします。

- ・利用者のニーズ、意志を尊重した自立支援に向けたサービス提供体制の確立

- ・介護予防・生活自立支援サービスの事業受託（家族介護教室、家族介護者交流事業、食の自立支援事業、軽度生活援助事業、生きがい活動支援通所事業）
- ・福祉用具貸与事業（介護保険外）の実施
- ・介護用品販売事業の実施

（４）総合的な相談・支援体制づくりに向けた障害者相談支援事業の拡充※

- ・平成30年4月から豊岡、豊岡北、日高ケアプランセンターに障害者相談支援事業（指定特定相談支援事業）の機能を置き、相談支援専門員による障がいのある方の様々な生活相談への対応、迅速な障害福祉サービスの利用支援や計画作成、社会資源につなげることによって、障がいのある方の豊かな地域生活の支援に取り組みます。

（５）障害福祉サービス事業の推進

障がいのある方等が、地域で自立した日常生活を送るために、障害福祉サービスの推進を図るとともに、障がいに対する理解に向けた普及・啓発活動を実施することで、障がいのある方等が地域の一員として共に生きる地域社会の実現をめざします

- ・障害者総合支援法による良質なサービスの提供（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、障害者（児）デイサービス、障害者（児）訪問入浴）
- ・市障害者事業の受託による障がいのある方等の自立生活及び社会参加の促進、障がい者理解に向けた普及・啓発活動の実施（障害者（児）スポーツ・レクリエーション教室等開催事業）

5. ボランティア・市民活動センターの充実と福祉教育の推進

（１）ボランティア・市民活動センターの充実

地域住民、事業所、企業、関係機関等から地域の生活課題・ニーズを把握し、ボランティア活動者とのマッチングや人材育成に取り組み、地域の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

- ・ボランティア・市民活動センター本所・各支所のコーディネート機能の充実
- ・ボランティアの育成及び啓発の促進
- ・NPO・市民活動団体等の連携・協働による多様な活動支援
- ・災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練と体制強化

（２）福祉教育の推進

学校や企業、各種サロン・サークル活動等を対象とした各種講座の開催、地域住民等との連携・協働した取り組みを通して、福祉教育の推進を図り、ボランティア活動や地域福祉活動への理解を深めます。

- ・各種ボランティア体験教室、社協出前講座の開催と積極的な広報活動の実施
- ・福祉教育推進校や地域住民等との連携・協働による福祉教育の実施
- ・行政区や地縁組織・グループ及び学校等と連携した子ども福祉委員活動の推進

6. 組織体制・財政基盤の強化

地域福祉を推進する中核的な組織として、組織運営を円滑に遂行し、『豊岡市社会福祉協議会基盤強化計画』に基づき、各種計画及び方針の策定等、組織基盤の強化のための取り組みを引き続き推進します。

人事管理制度においては、本会はこれまでキャリアパス（ある職位や職務に就任するために必要な一連の業務経験とその順序、配置異動ルート）の構築と、それとリンクさせた人材育成、勤務評価、給与の仕組みが、それぞれ部分的に機能はしていますが、全体としてうまくリンクしていない状況にありました。平成29年度に人事コンサルタントと職員で構成する人事制度設計プロジェクトを中心に策定した中長期的な人材育成、コンプライアンスのための組織体制の確立等を見据えて役職や職種で求められる実績や果たすべき責任を定めた役割基準書と役割等級制度、それに基づいた評価制度を順次実施していきます。また、役割等級制度に基づいた給与体系の構築に取り組みます。

介護サービス事業の健全な経営と選ばれる事業所であるために、積極的な資格取得、医療機関・関係機関との連携強化、計画的な研修を通じた質の高い介護サービスの提供に取り組みます。

(1) 組織の機能強化及び運営強化

地域福祉活動を推進する中核的な組織として、制度改編や社会情勢の変化に対応できる組織づくりに向けてマネジメント機能の強化、住民参画による組織運営を実行します。

また、市民が抱える生活課題・ニーズを解決するべく、地域福祉活動実践者、専門職、関係機関による新たな取組み・サービス等の開発について協議の場をつくります。

- ・ 専門部会を基盤とした執行機関の機能強化及び組織運営
- ・ ケアプランセンター、ヘルパーステーション、デイサービスセンターの各部門に配置する統括責任者による担当部門の業務推進の指導、管理
- ・ 組織の現状課題の整理・分析に伴う、組織体制の再編及び人員の適正配置
- ・ 地域の支え合い体制の推進を図る地域福祉推進委員会の開催
- ・ 業務を的確に効率良く実施するための『業務マニュアル』の作成

(2) 役割等級制度、評価制度による人事管理制度※

職員が熱意を持って業務に取り組み、業績をあげる職場風土を目ざして、職員の人事の基準を勤続年数から役割、責任、権限に改正した人事管理制度の実行

- ①地域福祉、在宅福祉、医療専門、事務の各コースによる等級制度の設定、管理職、監督職、一般職等の役職・職種ごとの役割基準書に基づいた業務の遂行
- ②役割基準書に基づいた「経営管理実績」・「業務活動実績」・「意欲態度」の3つの要素の人事考課の実施（平成30年4月から平成30年9月はトライアル実施、平成30年10月から本実施）
- ③役割等級制度、評価制度を支柱とした勤続年数から役割実績への移行を基軸とした給与体系の

構築

(3) 安定した財源確保と健全な財政運営

継続的かつ安定的な社協事業・活動の実施に向け、事業ごとの収支を把握しP D C Aサイクルを財政政策に反映させ、財務体質の強化を図ります。

- ・実施事業に対する効果を反映した組織財政運営
- ・共同募金、善意銀行の活用の見直しを含めた地域福祉活動の財源確保

(4) 介護サービス事業の健全経営に向けた強化・充実

利用者のその人らしい豊かな在宅生活を守りきるために、長期的な収益改善目標による健全な経営と利用者の自立支援・重度化防止に向けた質の高い介護サービスを実施します。

地域福祉・生活支援拠点ぐるらんにおいて医療・看護・地域の支え合いをつなぎ合わせた小規模多機能型居宅介護事業を日高地域において先駆的に取り組みます。

- ・介護福祉士等の専門職の積極的な取得・配置による高度で質の高いサービスの提供
- ・介護サービス等に関する計画的な研修を通じた人材の育成
- ・医療機関等と利用者の入退院時、ターミナル期の情報共有・連携を強化し、利用者の在宅生活の維持・継続を図る
- ・介護サービス事業の採算性の確保に向けた目標管理による数値目標の設定、評価の実施

7. 基盤強化計画の推進

職員一人ひとりが、基盤強化計画のもと、社協職員としての基本的な考え方を共有し、職務において基本理念・使命に基づいて何を行うべきなのか、達成に向けた行動を理解することで、本会の活動や業務の中で実施できるように、基盤強化計画の着実な推進を図ります。

(1) 基本理念・使命浸透に向けた体制の構築

- ・『人材育成基本方針』に基づき、社協職員として地域福祉活動の推進を図るという使命の徹底・理解を図ります。

(2) 基盤強化計画基本方針の推進にむけた体制の構築

- ・基盤強化計画第三者評価委員会報告書に基づき、基盤強化計画の実施計画（平成30年度）を定め、計画的に基盤強化計画の基本方針の推進を図ります。
- ・実務者レベル（係長級）による定例進捗会議を開催し、実施計画の推進を図ります。

(3) 第2次基盤強化計画の策定

- ・第1次基盤強化計画の最終年度にあたり、各使命・基本方針・取り組みの進捗状況の点検・評価を実施し、「セーフティネットの最後の砦」としての機能確立に向けて、社会変化、地域課題・ニーズに応じた今後目指すべき地域福祉のあり方、組織体系、中長期的な財政・経営方針、事

業運営の見直し等を含めた第2次基盤強化計画の策定に取り組みます。

8. 指定管理事業

指定管理者として、豊岡市施設の適正な管理運営に努め、利用促進を図ります。

- ・豊岡市立各健康福祉センター指定管理事業（6施設）

9. 広報活動・啓発活動の推進

ホームページを通じた本会の事業や活動内容、財政状況等の情報を広く発信します。また、広報紙『とよおかのふくし』の紙面の充実を図り、地域の福祉活動実践者や福祉団体、まちづくりに関する情報など、市民が必要とする情報を掲載します。

- ・社協、善意銀行、Hapimari、はーとピーの各ホームページを活用した情報発信の充実
- ・広報紙『とよおかのふくし』の発行（毎月／年12回）